

## 農林水産省木材利用推進計画の実績について（平成24年度）

平成25年11月7日  
農 林 水 産 省

農林水産省では、平成22年12月に策定した「新農林水産省木材利用推進計画」に基づき、木材利用の拡大に取り組んでいるところです。今般、平成24年度の実施状況等を次のとおり取りまとめたので、お知らせします。

### 1 農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設

#### ○ 対象施設における実績

新築等における木造化や新築又は模様替えにおける内装等の木質化の実績は、以下のとおりである。

#### ① 新築等における木造化

木造率は全体で56%となった。森林管理局では100%、農政局では20%、その他施設等機関では0%であった。木造化できなかったのは、工事及びコスト面の事情等によるものである。

| 区 分      | 新築等数 | うち木造 | 木造率  | 備考(木造・木質化をしなかった理由等)  |
|----------|------|------|------|--|
| 農林水産省本省  | 0    | 0    | 0%   |  |
| 農政局      | 5    | 1    | 20%  | ・予算の制約から、木造化できなかった。(近畿農政局東近江地域センター)<br>・温度管理が必要な精密機器や少量危険物(軽油)を保管する施設であり、木材化を断念した。(浜ノ瀬ダム管理所)   |
| 森林管理局    | 8    | 8    | 100% |  |
| その他施設等機関 | 3    | 0    | 0%   | ・隣接する既存庁舎がRC構造の実験棟であり、可燃物を多く取り扱っていること及びコスト面による制約があったことから、木造化できなかった。(消費安全技術センター)<br>・高度なバイオセキュリティ対策を講じる必要がある輸入検査を行う施設であるため、木造化を断念した。(動物検疫所門司支所鹿児島空港出張所新検疫場) |
| 計        | 16   | 9    | 56%  |  |

注：その他施設等機関には独立行政法人を含む。新築等数には、雑屋建(焼却炉上屋、温室等)の数は含まない。



磯原・花園合同森林事務所（関東森林管理局）



小坂公務員宿舎（中部森林管理局）

## ② 新築等又は模様替えにおける内装等の木質化

木質化率は全体で70%となった。農林水産本省、森林管理局及びその他施設等機関では100%となったものの、農政局では25%であった。木造化できなかったのは、工事及びコスト面の事情によるものである。

| 区分       | 新築等又は模様替え数 | うち内装等の木質化 | 木質化率 | 備考(木造・木質化をしなかった理由等)   |
|----------|------------|-----------|------|---|
| 農林水産省本省  | 2          | 2         | 100% |   |
| 農政局      | 8          | 2         | 25%  | ・予算の制約上、木質化を断念した。(関東農政局印旛沼二期農業水利事業所ほか)<br>・原状回復工事のため、木質化を行わなかった。(東海農政局名古屋農林総合庁舎2号館) |
| 森林管理局    | 8          | 8         | 100% |   |
| その他施設等機関 | 2          | 2         | 100% |   |
| 計        | 20         | 14        | 70%  |   |

注：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化をしたものとしてカウントしている。



共用会議室（農林水産省本省）



倉俣森林事務所（新潟県）

## 2 農林水産省関係公共土木工事における柵工・土留工等の工作物及び施設

### ○ 公共土木工事における実績

事業における木材の使用量や工作物及び施設の木製の割合の実績は、以下のとおりである。

#### ① 事業における木材の使用量

木材の基準値に対する使用量の倍率は、全体では2.1倍、林野庁では1.9倍、生産局では2.2倍、農村振興局では3.4倍、水産庁では1.0倍となった。

| 部 局   | 木材使用量(m3) | 金額(億円)     | 工事費1億円当たりの木材使用量(A) | 基準値(B) | (A)／(B) |
|-------|-----------|------------|--------------------|--------|---------|
| 生産局   | 115       | 0<br>(0.5) | 235                | 108    | 2.2     |
| 農村振興局 | 114,113   | 49         | 2,331              | 677    | 3.4     |
| 林野庁   | 201,325   | 1,936      | 104                | 56     | 1.9     |
| 水産庁   | 133       | 2          | 77                 | 81     | 1.0     |
| 計     | 315,686   | 1,987      | 159                | 75     | 2.1     |

## ② 工作物及び施設の木製の割合

### (ア) 柵 工

木製の割合は全体では85%、林野庁では100%、生産局が96%、農村振興局が26%、水産庁が0%となった。100%となっていないのは、耐久性を考慮してPC擬木を採用したこと等によるものである。

| 部 局   | 施工量(m)  | うち木製(m) | 木製の割合 | 木材使用量(m3) |
|-------|---------|---------|-------|-----------|
| 生産局   | 55,666  | 53,178  | 96%   | 115       |
| 農村振興局 | 22,860  | 5,861   | 26%   | 187       |
| 林野庁   | 53,736  | 53,736  | 100%  | 3,058     |
| 水産庁   | 396     | 0       | 0%    | 0         |
| 計     | 132,658 | 112,775 | 85%   | 3,360     |



中山間地域総合整備事業による防鹿柵  
(北海道南富良野町)



ため池等整備事業による転落防止柵  
(長野県上水内郡)

### (イ) 残存型柵

今年度(平成24年度)は林野庁及び農村振興局で使用実績があり、木製の割合はほぼ100%となった。

| 部 局   | 施工量(基) | うち木製  | 木製の割合 | 木材使用量(m3) |
|-------|--------|-------|-------|-----------|
| 生産局   | 0      | 0     | -     | 0         |
| 農村振興局 | 1      | 0     | -     | 0         |
| 林野庁   | 1,594  | 1,594 | 100%  | 51,956    |
| 水産庁   | 0      | 0     | -     | 0         |
| 計     | 1,595  | 1,594 | 99.9% | 51,956    |



治山工事の残存型枠（山梨県南巨摩郡）

#### (ウ) 標識工

木製の割合は全体では81%、林野庁では100%となったものの、農村振興局では47%、水産庁で68%であった。100%となっていないのは、事業発注者である管理者（県等）との協議等によるものである。

| 部 局   | 施工量(枚) | うち木製  | 木製の割合 | 木材使用量(m3) |
|-------|--------|-------|-------|-----------|
| 生産局   | 0      | 0     | -     | 0         |
| 農村振興局 | 1,311  | 614   | 47%   | 42        |
| 林野庁   | 2,918  | 2,918 | 100%  | 498       |
| 水産庁   | 764    | 520   | 68%   | 22        |
| 計     | 4,993  | 4,052 | 81%   | 562       |



事業の標識工（香川県三豊市）



事業の標識工（島根県出雲市）

**(工) 視線誘導標**

木製の割合は47%となった。100%となっていないのは、事業発注者である管理者（県等）との協議等によるものである。

| 部局    | 施工量(基) | うち木製  | 木製の割合 | 木材使用量(m3) |
|-------|--------|-------|-------|-----------|
| 生産局   | 0      | 0     | -     | 0         |
| 農村振興局 | 2,608  | 280   | 11%   | 3         |
| 林野庁   | 1,815  | 1,815 | 100%  | 44        |
| 水産庁   | 53     | 0     | -     | 0         |
| 計     | 4,476  | 2,095 | 47%   | 47        |



視線誘導標の例



林道事業の視線誘導標（徳島県勝浦郡）

### 3 農林水産省関係補助事業における建築物等の施設

#### ○ 補助対象施設における実績

補助対象施設における木造化や新築又は模様替えにおける内装等の木質化の実績は、以下のとおりである。

##### ① 木造化

補助対象施設における木造率は全体では76%、生産局では58%、農村振興局では70%、林野庁では83%、水産庁では0%となった。木造化できなかったのは、関係法令、工事及びコスト面の事情によるものである。

| 区分    | 新築等数 | うち木造 | 木造率 | 備考(木造化をしなかった理由等)   |
|-------|------|------|-----|--|
| 生産局   | 24   | 14   | 58% | ・構造上の制約により非木造1施設<br>・コスト面を考慮し非木造9施設                          |
| 農村振興局 | 40   | 28   | 70% | ・関係法令により非木造1施設<br>・構造上の制約により非木造6施設<br>・コスト面を考慮し非木造5施設        |
| 林野庁   | 120  | 99   | 83% | ・関係法令により非木造1施設<br>・構造上の制約により非木造1施設<br>・既設非木造施設の改築等により非木造19施設 |
| 水産庁   | 1    | 0    | 0%  | ・漁具倉庫であることを考慮し非木造1施設   |
| 計     | 185  | 141  | 76% |  |

##### ② 新築等又は模様替えにおける内装等の木質化

木質化率は全体では94%、生産局では88%、農村振興局では98%、林野庁では94%、水産庁では0%となった。木質化できなかったのは、関係法令、工事及びコスト面の事情によるものである。

| 区分    | 新築等又は模様替え数 | うち内装等の木質化 | 木質化率 | 備考(木質化をしなかった理由等)  |
|-------|------------|-----------|------|---|
| 生産局   | 24         | 21        | 88%  | ・構造上の制約により非木質化1施設<br>・コスト面を考慮し非木質化2施設                       |
| 農村振興局 | 40         | 39        | 98%  | ・コスト面を考慮し非木質化1施設  |
| 林野庁   | 120        | 113       | 94%  | ・関係法令により非木質化1施設<br>・構造上の制約により非木質化1施設<br>・内装以外の改築等により非木質化5施設 |
| 水産庁   | 1          | 0         | 0%   | ・漁具倉庫であることを考慮し非木質化1施設                                       |
| 計     | 185        | 173       | 94%  |   |

注：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化をしたものとしてカウントしている。



畜舎（長野県大桑村）



農林漁業体験施設（千葉県香取市）

#### 4 農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品

##### ○ 対象物品における実績

事務机や書棚、コピー用紙等における間伐材等を使用したものの割合の実績は、以下のとおりである。

##### ① 事務机

間伐材等を使用したものの割合は全体では52%、林野庁以外の本省では41%、農政局では2%、森林管理局では76%、その他施設等機関では48%となった。全体的に割合が低いのは、予算面から仕様を木製と限定しておらず、入札において安価な非木製を選択している等の事情によるものである。

| 部 局      | 導入数(個) | うち間伐材等を使用したもの(個) | 間伐材等を使用したものの率 | 備 考        |         |
|----------|--------|------------------|---------------|------------|---------|
|          |        |                  |               | その他の木製品(個) | 非木製品(個) |
| 林野庁      | 0      | 0                | —             | 0          | 0       |
| 林野庁以外の本省 | 37     | 15               | 41%           | 0          | 22      |
| 農政局      | 265    | 4                | 2%            | 1          | 260     |
| 森林管理局    | 579    | 439              | 76%           | 5          | 135     |
| その他施設等機関 | 31     | 15               | 48%           | 0          | 16      |
| 計        | 912    | 473              | 52%           | 6          | 433     |

##### ② 会議机

間伐材等を使用したものの割合は全体では36%、林野庁以外の本省では100%、農政局では19%、森林管理局では35%、その他施設等機関では83%となった。全体的に割合が低いのは、予算面から仕様を木製と限定しておらず、入札において安価な非木製を選択している等の事情によるものである。

| 部 局      | 導入数(個) | うち間伐材等を使用したもの(個) | 間伐材等を使用したものの率 | 備 考        |         |
|----------|--------|------------------|---------------|------------|---------|
|          |        |                  |               | その他の木製品(個) | 非木製品(個) |
| 林野庁      | 0      | 0                | —             | 0          | 0       |
| 林野庁以外の本省 | 10     | 10               | 100%          | 0          | 0       |
| 農政局      | 57     | 11               | 19%           | 2          | 44      |
| 森林管理局    | 149    | 52               | 35%           | 60         | 37      |
| その他施設等機関 | 12     | 10               | 83%           | 1          | 1       |
| 計        | 228    | 83               | 36%           | 63         | 82      |

### ③ 書 棚

間伐材等を使用したものの割合は全体では1%、林野庁以外の本省では2%、農政局では1%、森林管理局では2%、その他施設等機関では0%となった。全体的に割合が低いのは、価格面のほかに移動式の大型書棚の調達のため、木製品以外を選択せざるを得なかったこと、木製品で仕様（組立式）を満たす製品がなかったこと等の事情によるものである。

| 部 局      | 導入数(個) | うち間伐材等を使用したもの(個) | 間伐材等を使用したものの率 | 備 考        |         |
|----------|--------|------------------|---------------|------------|---------|
|          |        |                  |               | その他の木製品(個) | 非木製品(個) |
| 林野庁      | 0      | 0                | —             | 0          | 0       |
| 林野庁以外の本省 | 85     | 2                | 2%            | 0          | 83      |
| 農政局      | 130    | 1                | 1%            | 1          | 128     |
| 森林管理局    | 255    | 4                | 2%            | 4          | 247     |
| その他施設等機関 | 24     | 0                | 0%            | 0          | 24      |
| 計        | 494    | 7                | 1%            | 5          | 482     |

### ④ コピー用紙

間伐材を使用したものの割合は全体では91%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では100%、農政局では86%、森林管理局では98%、その他施設等機関では48%となった。割合が低いのは、価格面のほかに、他の入居官署と共同調達を行った際に間伐材が使用されていない用紙が採用になったこと等の事情によるものである。

| 部 局      | 導入数(枚)      | うち間伐材を使用したもの(枚) | 間伐材を使用したものの率 | その他の製品(枚)  |
|----------|-------------|-----------------|--------------|------------|
| 林野庁      | 9,125,000   | 9,125,000       | 100%         | 0          |
| 林野庁以外の本省 | 103,066,500 | 103,066,500     | 100%         | 0          |
| 農政局      | 193,549,320 | 166,723,700     | 86%          | 26,825,620 |
| 森林管理局    | 67,460,114  | 66,304,654      | 98%          | 1,155,460  |
| その他施設等機関 | 13,374,708  | 6,407,208       | 48%          | 6,967,500  |
| 計        | 386,575,642 | 351,627,062     | 91%          | 34,948,580 |



間伐材を使用したコピー用紙

### ⑤ 業務用茶封筒

間伐材等を使用したものの割合は全体では69%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では99.7%、農政局では63%、森林管理局では90%、その他施設等機関では78%となった。100%に至っていないのは、一括購入により間伐材使用の製品がない規格外の封筒を発注したこと等によるものである。

| 部 局      | 導入数(枚)    | うち間伐材等を使用したもの(枚) | 間伐材等を使用したものの率 | その他の製品(枚) |
|----------|-----------|------------------|---------------|-----------|
| 林野庁      | 52,251    | 52,251           | 100%          | 0         |
| 林野庁以外の本省 | 413,330   | 412,230          | 99.7%         | 1,100     |
| 農政局      | 4,992,676 | 3,165,710        | 63%           | 1,826,966 |
| 森林管理局    | 559,672   | 501,972          | 90%           | 57,700    |
| その他施設等機関 | 90,500    | 70,150           | 78%           | 20,350    |
| 計        | 6,108,429 | 4,202,313        | 69%           | 1,906,116 |

### ⑥ 名刺用紙

間伐材等を使用したものの割合は全体では18%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では3%、農政局では36%、森林管理局では97%、その他施設等機関では10%となった。割合が低いのは、名刺印刷機械の性能維持や保守上の問題からメーカー純正品の用紙（間伐等製品以外のもの）が推奨されていること等の事情によるものである。

| 部 局      | 導入数(枚)  | うち間伐材等を使用したもの(枚) | 間伐材等を使用したものの率 | その他の製品(枚) |
|----------|---------|------------------|---------------|-----------|
| 林野庁      | 6,050   | 6,050            | 100%          | 0         |
| 林野庁以外の本省 | 706,770 | 17,870           | 3%            | 688,900   |
| 農政局      | 159,850 | 58,200           | 36%           | 101,650   |
| 森林管理局    | 95,600  | 92,500           | 97%           | 3,100     |
| その他施設等機関 | 7,200   | 700              | 10%           | 6,500     |
| 計        | 975,470 | 175,320          | 18%           | 800,150   |

### ⑦ フラットファイル

間伐材等を使用したものの割合は全体では87%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では95%、農政局では83%、森林管理局では92%、その他施設等機関では56%となった。割合が低いのは、注文品に間伐材等の製品がなかったこと、本計画が出先機関にまで十分浸透していなかったこと等の事情によるものである。

| 部 局      | 導入数(枚)  | うち間伐材等を使用したもの(枚) | 間伐材等を使用したものの率 | その他の製品(枚) |
|----------|---------|------------------|---------------|-----------|
| 林野庁      | 2,520   | 2,520            | 100%          | 0         |
| 林野庁以外の本省 | 31,677  | 29,967           | 95%           | 1,710     |
| 農政局      | 142,197 | 117,375          | 83%           | 24,822    |
| 森林管理局    | 106,571 | 98,308           | 92%           | 8,263     |
| その他施設等機関 | 10,491  | 5,837            | 56%           | 4,654     |
| 計        | 293,456 | 254,007          | 87%           | 39,449    |

### ⑧ チューブファイル

間伐材等を使用したものの割合は全体では72%、林野庁以外の本省では48%、農政局では75%、森林管理局では88%、その他施設等機関では44%となった。割合が低いのは、注文品（ヨコ開き型）に間伐材等の製品がなかったこと等の事情によるものである。

| 部 局      | 導入数(冊) | うち間伐材等を使用したもの(冊) | 間伐材等を使用したものの率 | その他の製品(冊) |
|----------|--------|------------------|---------------|-----------|
| 林野庁      | 0      | 0                | —             | 0         |
| 林野庁以外の本省 | 13,261 | 6,408            | 48%           | 6,853     |
| 農政局      | 33,631 | 25,104           | 75%           | 8,527     |
| 森林管理局    | 20,529 | 18,005           | 88%           | 2,524     |
| その他施設等機関 | 4,438  | 1,966            | 44%           | 2,472     |
| 計        | 71,859 | 51,483           | 72%           | 20,376    |

### ⑨ 印刷物

間伐材等を使用したものの割合は全体では72%、林野庁では83%、林野庁以外の本省では88%、農政局では50%、森林管理局では78%、その他施設等機関では47%となった。割合が低いのは、印刷する業者が間伐材等の製品を用意できなかったこと、ポスターの場合に間伐材等の用紙がなかったこと、パンフレットに上質紙を使用したこと等の事情によるものである。

| 部 局      | 導入数(部)    | うち間伐材等を使用したもの(部) | 間伐材等を使用したものの率 | その他の製品(部) |
|----------|-----------|------------------|---------------|-----------|
| 林野庁      | 1,002,860 | 828,678          | 83%           | 174,182   |
| 林野庁以外の本省 | 3,840,875 | 3,371,640        | 88%           | 469,235   |
| 農政局      | 2,440,655 | 1,218,165        | 50%           | 1,222,490 |
| 森林管理局    | 470,907   | 365,147          | 78%           | 105,760   |
| その他施設等機関 | 742,044   | 348,690          | 47%           | 393,354   |
| 計        | 8,497,341 | 6,132,320        | 72%           | 2,365,021 |

### ⑩ 各種会議における飲料

間伐材等を使用したもの（カートカン）の割合は全体では45%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では50%、農政局では10%、森林管理局では77%、その他施設等機関では11%となった。割合が低いのは、販売店で取り扱っていないこと、納期に時間がかかるため急な開催決定に対応できないこと、水や500mlのカートカンがないこと等の事情によるものである。

| 部 局      | 導入数(本) | うち間伐材を使用したもの(カートカン)<br>(本) | 間伐材を使用したもの(カートカン)の率 | その他の製品(本) |
|----------|--------|----------------------------|---------------------|-----------|
| 林野庁      | 441    | 441                        | 100%                | 0         |
| 林野庁以外の本省 | 6,484  | 3,274                      | 50%                 | 3,210     |
| 農政局      | 4,572  | 437                        | 10%                 | 4,135     |
| 森林管理局    | 4,151  | 3,185                      | 77%                 | 966       |
| その他施設等機関 | 742    | 78                         | 11%                 | 664       |
| 計        | 16,390 | 7,415                      | 45%                 | 8,975     |



間伐材を使用した製品（カートカン）

## 5 モデル的な取組

### (1) 具体的な取組

| 部 局 | 事業名            | モデル的な取組   | 備 考 |
|-----|----------------|---|-----|
| 林野庁 | 森林整備事業<br>治山事業 | 間伐材を林道のコンクリートよ<br>う壁や谷止工背面部で撤去が不要<br>な残置式の型枠として利用する。<br>間伐材や根株等をチップ化して<br>植生基材吹付工の基盤材として利<br>用する。<br>木製ガードレール、間伐材等を<br>使用した合板型枠を利用する。 |     |
| 水産庁 | 水産基盤整備事業       | 間伐材を耐久性のある鋼製やコン<br>クリート製の魚礁と組み合わせ<br>て利用する。   |     |

### (2) モデル的な取組の実績

- ① 岡山県の県営林道では、平成20年度から林道開設工事に伴う支障木をチップ化し植生基材に30～70%配合した植生基材吹付工を実施しているが、コスト縮減・資源循環効果をさらに高めることを目的として、木材チップ100%吹付工法の実用化に向けた試験を平成

22年度から実施（岡山県真庭市、木材使用量124.23m<sup>3</sup>）。

- ① 間伐材を有効活用するとともに、既存のコンクリート魚礁と組み合わせることにより、早期の蛸集（いしゅう）効果の発現が図られる魚礁を設置（例：間伐材付加魚礁、木材使用量 1.88 m<sup>3</sup>/基）。



チップの植生基材吹付工



間伐材を利用した魚礁

## 6 木材の安定供給のための取組と実績

| 項目                    | 具体的取組と実績  |
|-----------------------|---|
| 需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備 | <p>大口の需要者への円滑な木材供給を図るため、木材業者の連携等による乾燥材、針葉樹合板、集成材、丸棒製品等の安定供給を促進する。</p> <p>(実績)<br/>需要者ニーズに的確に対応した品質の向上と需要に応じた生産体制を構築するため、乾燥等の技術指導や製品試験、生産・流通施設の整備を実施。また、各森林管理局において、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む合板・集成材工場等と協定を締結し、それに基づいて間伐材等の国有林材を安定的に供給するシステム販売を実施（24年度システム販売実績：111万m<sup>3</sup> 素材のみ）。</p>                       |
|                       | <p>木材製品の規格化の推進等により木材の調達を容易化を図る。</p> <p>(実績)<br/>JAS材の利用を促進するため、地域の製材関係者が共同して行う製品在庫の管理や流通の効率化等の取組に対する支援を実施。</p>  |
| 木材利用に係る技術開発           | <p>需要者ニーズに対応しつつ、木材の特性を活かした加工技術の開発、新商品の開発等の取組を推進する。</p> <p>(実績)<br/>地域材を活用した単板積層材（LVL）について、内装材利用に必要な耐火性能を付与するための技術開発に対する支援を実施。<br/>液状化対策のために地盤に打ち込む杭に地域材を利用する工法の確立及び効果検証や、既存の金属遮音壁との互換が可能な木製遮音壁の開発に対する支援を実施。<br/>地域で産出される木材の継続的な利用を推進する活動を行う団体を対象として、増殖礁の技術開発及び実証試験に対する支援を実施（24年度木材使用実績：230m<sup>3</sup>）。</p> |

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| <p>木造化等に関する情報の提供</p>        | <p>全国各地の木製施設等に関する情報を収集し、適切な手段を用いて的確に提供する。</p> <p>(実績)<br/>         木材利用推進中央協議会において、「写真で見る「木」の施設」の冊子を作成し全国に配布。<br/>         日本グッド・トイ委員会において、パンフレット「木のくらし木のちから」を作成し全国に配布。</p>  |
| <p>木製構造物に関する歩掛の充実</p>       | <p>木製構造物の設計価格の積算に必要な標準歩掛等の追加を行い、木製構造物の採用及び施工を促進する。</p> <p>(実績)<br/>         林野公共事業における木製構造物に関する歩掛等を充実。(木製構造物の施工歩掛は、標準歩掛39工法、暫定歩掛162工法)</p>   |
| <p>木材利用推進に関する具体的な説明の実施</p>  | <p>関係部局の土木工事の担当者等を対象とした、木材を利用する設計、施工に係る実践的、実務的な講習会の開催等を行う。</p> <p>(実績)<br/>         6月に各森林管理局及び都道府県の設計・積算等担当者を対象に設計・積算等説明会を開催し、追加及び見直しした木製構造物に関する歩掛等について説明・周知。</p> <p>森林管理局及び森林管理署が、地方農政局等の農林水産省の地方出先機関や関係機関に対し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実績)<br/>         各森林管理局が都道府県の協議会等と連携し、地方農政局、国土交通省地方整備局等に対して、木材の利用拡大に関する要請活動を実施。</p> <p>森林管理局及び森林管理署が、必要に応じて地方段階の都道府県の担当者会議等の場において、都道府県の林務担当部局と連携・協力し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実績)<br/>         森林管理局及び森林管理署等が都道府県や市町村等の関係機関に対し、各種会議や協議会、意見交換等の機会に木材利用拡大に関する具体的な説明や市町村における木材利用推進方針の作成等を要請。</p> |
| <p>木材利用推進のための問い合わせ窓口の設置</p> | <p>農林水産省関係補助事業対象施設の木造化、内装等の木質化等を一層推進するために、木材利用推進中央協議会に問い合わせ窓口を設置する。</p> <p>(実績)</p>  |

木材利用推進中央協議会に問い合わせ窓口を設置し、実需者から間伐紙の入手先の照会や、ホームページで紹介できる優良な木造施設の事例などに関する問い合わせに対応。

## 7 今後の取組

- 林野庁は、各局庁、地方組織、関係機関に対し、様々な場を活用し、改めて木材利用の意義、必要性を周知徹底する。
- 林野庁は、木材・木製品（割り箸を含む）の利用事例について、各組織・局庁に対し積極的に情報開示を行いつつ、庁舎内等でのさらなる推進を図る。
- 林野庁は、取組の不十分な組織等に対して、事情を聴取したうえ、必要な改善策の検討を求める。
- 各組織は、コスト面に対応し難いと思われる場合、自らのみで判断することなく、林野庁と相談して対応する。
- 林野庁は、間伐材等を使用する業者、業界に対して、コスト低減、ニーズに合った製品づくり・供給を更に働きかける。また、各組織に対して製品等の情報提供を積極的に行う。
- 契約担当部局は、単価契約の物品に必ず「間伐材を使用した製品」を入れる（例えば、名刺用紙）。

(参考)

1 農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設における目標

| 組 織   | 施設の種類                  | 目 標                             |
|---|------------------------|---------------------------------|
| 農林水産省本省   | 庁舎                     | 内装等の木質化率100% (注2)               |
| 施設等機関<br>植物防疫所<br>動物検疫所<br>動物医薬品検査所<br>農林水産研修所<br>農林水産政策研究所<br>森林技術総合研修所<br>地方支分部局<br>地方農政局<br>事業所・事務所<br>地方農政事務所<br>統計・情報センター<br>森林管理局<br>森林管理署<br>漁業調整事務所 | 庁舎<br>宿舍<br>研修施設<br>倉庫 | 木造率100% (注1)、内装等の木質化率100% (注2)。 |

| 組 織   | 施設の種類                   | 目 標                             |
|---|-------------------------|---------------------------------|
| 独立行政法人<br>農林水産消費安全技術センター<br>種苗管理センター<br>家畜改良センター<br>水産大学校<br>農業・食品産業技術総合研究機構<br>農業生物資源研究所<br>農業環境技術研究所<br>国際農林水産業研究センター<br>森林総合研究所<br>農業者年金基金<br>水産総合研究センター<br>農畜産業振興機構<br>農林漁業信用基金 | 事務所<br>校舎<br>研修施設<br>倉庫 | 木造率100% (注1)、内装等の木質化率100% (注2)。 |

注1：木造率について

| 区分  | 定義   |
|-----|--|
| 木造率 | <p>建物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）に当たり、利用施設において構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の全部又は一部に木材を利用することを「木造化」といい、新築等された施設に占める木造化された施設の割合を「木造率」という。</p> <p>この場合、上記の構造耐力上主要な部分の5割以上に木材が使われているものを木造化された施設とする。</p> <p>また、木造とその他の部材との混構造の場合は、床面積比で5割以上について、上記の木造化の要件を満たすものを木造化された施設とする。</p> |

注2：内装等の木質化について

| 区分       | 定義   |
|----------|--|
| 内装等の木質化率 | <p>建築物の新築等又は模様替えに伴い天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することを「内装等の木質化」といい、新築等又は模様替えが行われた施設に占める内装等の木質化が行われた施設の割合を「内装等の木質化率」という。</p> <p>この場合、天井、床、壁、窓枠、戸及び外壁等のうち施工が行われた全ての品目について、それぞれ、天井、床、壁及び外壁等については施工面積の5割以上、窓枠、戸については施工個数の5割以上に木材が利用されたものを内装等の木質化が行われた施設とする。</p> |

2 農林水産省関係公共土木工事の工作物及び施設(柵工・土留工等)における目標

| 部局    | 事業名               | 工作物及び施設の種類の種類                          | 目標  |
|-------|-------------------|--|---|
| 生産局   | 農業農村整備事業のうち畜産公共事業 | 柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標、土留工、防風柵、水路工、階段工、歩道工等 | (1) 事業における木材の使用量を基準値の1.5倍程度                       |
| 農村振興局 | 農業農村整備事業海岸事業      |  | (2) 左記の工作物及び施設のうち柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標については、木製の割合100% |
| 林野庁   | 森林整備事業治山事業        |  |   |
| 水産庁   | 水産基盤整備事業海岸事業      |  |   |

注1：柵工は、遊歩道・水路・用地等の境界に設ける安全柵、手すり等である。

注2：木材の使用量の単位は、工事費1億円当たりの量(m<sup>3</sup>)である。

注3：基準値とは、平成16年度、17年度、18年度の実績の平均である。

注4：標識工は、場所等の案内標識、工事中の標識等である。

注5：残存型柵は、コンクリート打設用の型枠であって構造物の完成後も撤去しないものである。

注6：各部局の事業には、農山漁村地域整備交付金など各種交付金による事業も含まれる。

3 農林水産省関係補助事業の補助対象施設(建築物等)における目標

| 部局    | 事業名                      | 施設の種類の種類  | 目標 |
|-------|--------------------------|---|----|
| 生産局   | 強い農業づくり交付金のうち畜産物共同利用施設整備 | 家畜飼養管理施設  |    |
| 農村振興局 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金       | 都市農山漁村総合交流促進施設<br>木材利活用促進施設<br>農林水産物直売・食材提供供給施設 |    |

|     |                                  |   |  |
|-----|----------------------------------|---|--|
|     |                                  | 地域資源活用交流促進施設<br>農林漁業体験施設のうち<br>滞在施設<br>農山漁村体験施設<br>教養文化・知識習得施設<br>地域資源活用起業支援施設  | 木造率100%<br>(注1)、<br>内装等の木質化<br>率100%(注<br>2) |
| 林野庁 | 森林・林業・木材産業<br>づくり交付金             | 効率化施設<br>特用林産物加工流通施設<br>地域産物活用施設<br>森林空間活用施設<br>活動拠点施設<br>生活環境施設<br>木材加工流通施設<br>森林バイオマス再利用促進施設<br>需要拡大促進施設<br>医療・社会福祉関連施設<br>学校関連施設<br>先駆的施設<br>木質バイオマス供給施設<br>学習展示施設<br>森林環境教育活動施設 |  |
| 水産庁 | 強い水産業づくり交付<br>金のうち<br>漁業生産基盤等の整備 | 漁業用作業保管施設   |  |

注1：木造率については、1「対象施設における目標」の表注1に同じ。

注2：内装等の木質化については、1「対象施設における目標」の表注2に同じ。

注3：事業名は平成22年11月1日現在の事業名であり、同種の新規事業又は名称が変更された事業も対象とする。

#### 4 農林水産省及び関係機関の対象物品（備品及び消耗品）における目標

| 組 織   | 物品の種類                    | 目 標   |
|---|--------------------------|---|
| 農林水産省本省<br>施設等機関<br>植物防疫所<br>動物検疫所<br>動物医薬品検査所<br>農林水産研修所<br>農林水産政策研究所<br>森林技術総合研修所 | 事務机<br>会議机<br>教室の机<br>書棚 | 事務机、会議机、書棚については、<br>間伐材等を使用したものとする。（目<br>標100%）   |
| 地方出先機関<br>地方農政局<br>事業所・事務所<br>地方農政事務所<br>統計・情報センター<br>森林管理局<br>森林管理署<br>漁業調整事務所     | 文具類                      | コピー用紙については、間伐材を<br>使用したものとする。（目標100%）<br>業務用茶封筒、名刺用紙、フラット<br>ファイル、チューブファイルについ<br>ては、間伐材等を使用したものとする。<br>（目標100%）<br>その他の文具類についても、間伐材<br>等を使用した製品がある場合は、その<br>使用に努める。 |
|   | 印刷物                      | 印刷物については、全て間伐材等<br>を使用した印刷用紙を使用する。（目標<br>100%）  |

|  |            |   |
|--|------------|---|
|  | 各種会議における飲料 | 各種会議等において飲料を必要とする場合には、間伐材を使った飲料用紙製缶を使用する。(目標100%) |
|--|------------|---|